

情報提供

那医発第 299 号
令和6年10月16日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「生活困窮子育て世帯・難病児等をもつ子育て世帯への生活支援事業（子育て生活応援クーポン）事業周知用ポスター設置および案内封書配布の依頼」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 957 号

令和 6 年 10 月 9 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 銘苅桂子

生活困窮子育て世帯・難病児等をもつ子育て世帯への生活支援事業（子育て生活応援クーポン）事業周知用ポスター設置および案内封書配布の依頼

今般、沖縄県こども未来部より、標記文書の発出がありましたのでお知らせ致します。

本件は、生活困窮子育て世帯・難病児等をもつ子育て世帯への生活支援事業（子育て生活応援クーポン）事業周知用ポスター設置および案内封書配布の依頼についての通知となっております。

沖縄県では、ミルクやおむつ等の子育て用品の物価が高騰していることを踏まえ、経済的困難のあるご家庭や難病児を育てるご家庭に対する支援として、ミルクやおむつ等と交換が可能な「子育て世帯生活応援クーポン」を配布することとなったとのことです。

対象の子育て世帯等に広く支援が行き届くよう、子育て世帯が利用する可能性のある施設として、県内小児科等医療機関へも設置のご協力をお願いしたく、ポスターおよび案内封書の送付を行う予定とのことです。

本事業につきましては、沖縄県が下記の事業者へ事務局を委託し実施いたしますので、医療機関よりお問い合わせがある場合は、お手数をおかけしますが、下記受付事務局（専用コールセンター）をご案内くださいますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

お問い合わせ先：沖縄子育て生活支援受付事務局（沖縄県委託事業者）

●専用コールセンター

0120-025-125 9:30～18:00 土日祝日も営業（年末年始はお休み）

●専用サイト

<https://oki-kosodate-sien.co.jp/>

- 生活困窮子育て世帯・難病児等をもつ子育て世帯への生活支援事業（子育て生活応援クーポン）事業周知用ポスター設置および案内封書配布の依頼
（令和 6 年 10 月 7 日（こ子第 795 号））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：喜納、平良
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



こ字第 795 号
令和6年10月7日

沖縄県医師会長

殿

沖縄県小児科医会長

沖縄県こども未来部
子育て支援課長
(公印省略)

生活困窮子育て世帯・難病児等をもつ子育て世帯への生活支援事業（子育て生活
応援クーポン）事業周知用ポスター設置および案内封書配布の依頼

清秋の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

この度、沖縄県では、ミルクやおむつ等の子育て用品の物価が高騰していることを踏まえ、経済的困難のあるご家庭や難病児を育てるご家庭に対する支援として、ミルクやおむつ等と交換が可能な「子育て世帯生活応援クーポン」を配布することとなりました。対象の子育て世帯等に広く支援が行き届くよう、子育て世帯が利用する可能性のある施設として、県内小児科等医療機関へも設置のご協力をお願いしたく、ポスターおよび案内封書の送付を行う予定としておりますので、情報提供いたします。

本事業につきましては、沖縄県が下記の事業者へ事務局を委託し実施いたしますので、医療機関よりお問合せがあります場合は、お手数ですが、下記受付事務局（専用コールセンター）をご案内くださいますようお願いいたします。

記

- ・事業周知用ポスター
- ・案内封書（チラシ・申請書・返信用封筒入）

お問い合わせ先：沖縄子育て生活支援受付事務局（沖縄県委託事業者）

●専用コールセンター

0120-025-125 9:30～18:00、土日祝日も営業（年末年始はお休み）

●専用サイト

<https://oki-kosodate-sien.co.jp/>



こ字第 795 号
令和6年10月7日

各医療機関長 殿

沖縄県こども未来部
子育て支援課長
(公印省略)

子育て生活応援クーポン事業（生活困窮子育て世帯・難病児等をもつ子育て世帯への生活支援事業）ポスター・案内文書の送付および設置のご協力について（依頼）

清秋の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

この度、沖縄県では、ミルクやおむつ等の子育て用品の物価が高騰していることを踏まえ、経済的困難のあるご家庭や難病児を育てるご家庭に対する支援として、ミルクやおむつ等と交換が可能な「子育て世帯生活応援クーポン」を配布することとなりました。対象の子育て世帯等に広く支援が行き届くよう、子育て世帯が利用する可能性のある施設として、県内小児科等医療機関へポスターおよび案内封書を送付しますので、貴施設における設置について、ご協力賜りますようお願いいたします。

本事業につきましては、沖縄県が下記の事業者へ事務局を委託し実施いたしますので、お問合せ等については、下記受付事務局（専用コールセンター）までお願いいたします。

記

- ・事業周知用ポスター
- ・案内封書（チラシ・申請書・返信用封筒入）

お問い合わせ先：沖縄子育て生活支援受付事務局（沖縄県委託事業者）

●専用コールセンター

0120-025-125 9:30～18:00、土日祝日も営業（年末年始はお休み）

●専用サイト

<https://oki-kosodate-sien.co.jp/>



生活困窮子育て世帯・難病児等をもつ子育て世帯への生活支援事業 実施要領

1. 事業名

「生活困窮子育て世帯・難病児等をもつ子育て世帯への生活支援事業」

2. 目的

物価高騰が続く中、赤ちゃん用品が高騰し、消費者物価指数の2倍に近い値となっていることから、乳幼児のいる生活困窮世帯に対し、ミルク・おむつに係る物価高騰相当額について支援を行う。

また、難病等により排泄の自立が難しくおむつ・尿取りパッド等の生活・衛生用品の使用年齢や使用頻度の高い子を育てる世帯に対しては、おむつ・尿取りパッドに係る物価高騰相当額について支援を行う。

3. 期間

対象者からの申請受付期間：令和6年11月～令和6年12月

クーポン利用期間：令和6年11月～令和7年1月末

4. 対象者

以下の者を対象とする。

【基準日：令和6年9月1日】

- A 非課税世帯、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯のいずれかで、令和2年9月2日生まれ～令和6年9月1日生まれの乳幼児
- B 令和6年9月1日時点で有効期限内の小児慢性特定疾病医療費助成制度の支給決定及び受給者証交付済の者

5. 実施内容

対象となる世帯に対し、生活用品（Aはミルク・おむつ、Bはおむつ・尿取りパッドに限る）と交換可能な電子または紙クーポンを配布する。

（1）配布する引換クーポンの額（支援金額）

対象者A 5,000円分/人

対象者B 22,000円分/人

※換金不可。（釣銭なし。支援物品交換後の返品による換金不可）

（2）申請およびクーポン発券方法

対象児の家族等が、申請書および必要書類を受付事務局へ郵送する。

または、専用サイトより電子申請を行う。

受付事務局による審査後、希望する種類のクーポン（紙または電子）を発行する。

(3) 引換クーポン利用期間

令和6年11月～令和7年1月末

(4) 引換クーポン利用が可能な場所

対象商品の取扱いがある県内店舗（募集・選定後に周知予定）

(5) 対象者等住民からの問い合わせについて

専用コールセンターにて対応を行う（TEL：0120-025-125）

6. 実施主体

沖縄県（こども未来部子育て支援課）

7. 受付事務局（委託先）

沖縄子育て生活支援受付事務局（沖縄広告株式会社内）

以上

沖縄県 子育て世帯生活応援クーポン

子育て用品（ミルク・オムツ・尿取りパッド）引換クーポン券を配布します！

沖縄県では、ミルクやオムツ等の物価が高騰する中でも、安心して子育てできるよう以下の対象のご家庭に物価高騰相当の支援を行います。

対象者A

乳幼児を育てる世帯/
5,000円分の
(500円分の引換券×10枚)
ミルク・オムツ引換券
がもらえる

対象要件:下記の①～③を全て満たすこと

- ①クーポンの申請を行う時点で、対象児が県内市町村に住民票を有していること
- ②令和2年9月2日から令和6年9月1日生まれの乳幼児
- ③「①」の乳幼児と同居する家族(生計同一)が以下のA～Cいずれかに該当すること(A 非課税世帯、B 生活保護世帯、C 児童扶養手当を受給している世帯)

※非課税世帯とは、同居(生計同一)する15歳以上の世帯全員が令和6年度市町村民税が非課税である場合を指します。

※生活保護世帯の方は収入申告が必要です。

対象者B

難病児を育てる世帯/
22,000円分の
(500円分の引換券×44枚)
オムツ・尿取りパッド
がもらえる

対象要件:下記の①・②を全て満たすこと

- ①クーポンの申請を行う時点で、対象児が県内市町村に住民票を有していること
- ②令和6年9月1日時点有効の小児慢性特定疾病医療助成制度の受給者証を有していること

「対象者A」および「対象者B」の
いずれにも該当する場合は、金額や引換商品を確認の上、
いずれか一方のみ申請ください。
※両方の申請は不可 ※それぞれ申請書が異なります。

申請方法 ※2種類の申請方法が選べます。

電子申請の場合 右の二次元コードをスマートフォンで読み取り申請してください。
(電子クーポン) ※電子申請には対象世帯の種別の証明書類の画像添付が必要になります。

電子申請は
こちらから➡



紙申請の場合 本チラシの右側の申請書に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒に申請書類を入れてポストへ投函ください。
(紙クーポン) 申請内容を事務局で確認後、申請書に記入された住所へ紙クーポン券をゆうパックで送付します。
(保存期間が過ぎると、お受け取りできなくなりますのでご注意ください！)

申請時に必要な提出書類 ※電子申請の場合は、申請時に以下のデータを添付していただきます。

対象者A 非課税世帯、生活保護世帯、児童扶養手当の受給世帯のいずれかに該当している事を証明する書類(裏面)をご提出ください。

対象者B 申請書以外の提出書類は必要ありません。

申請にあたっての注意点

- ①対象のお子様一人につき1つの申請(重複申請不可)となるため、申請種別については、対象者A(乳幼児)と対象者B(難病児)のいずれも対象となる方は、どちらか一方を選択してください。
申請方法については、電子申請か紙申請のいずれかを選択ください。
万が一重複があった場合は、先に申請された方を優先して受付します。
- ②個人情報の取扱については、本事業に係る本人確認・クーポン券の発券・発送以外には利用いたしません。
取得した情報は事業終了後速やかに処分いたします。詳細は専用サイトよりご確認ください。

クーポン券の配布及び利用期間等

- 【配布期間】 電子クーポン券:申請受付後、概ね2週間ほどで配布されます。
紙クーポン券:申請受付後、概ね3週間ほどで配布されます。
※申請書に不備があった場合は、完備後2～3週間後に配布されます。
※12/1以降に申請される場合、申請受付状況や年末の郵送状況によっては、年内での配布が困難になる可能性があります。早めの申請をお待ちしております。

【利用期間】 令和6年11月～令和7年1月31日(金)

【利用できる店舗】 専用サイトから確認できます。
紙クーポン券を希望される場合は、クーポン券郵送時に店舗一覧の冊子を同封します。
※店舗は随時更新されますので、必要な方は専用サイトにてご確認ください。

利用店舗の確認や
クーポン利用方法は
専用サイトを
ご確認ください



申請締切
12/13金
まで
※当日消印有効

申請は
お早めに！

こちらは「対象者A」の申請書です。※対象者Bに該当する方はご注意ください。

●こどもの情報や送付先等を記入ください

対象児 (こども)	フリガナ	生年月日	(2021年) (2023年)
	氏名	(2020年) (2022年) (2024年)	月 日生
住所 (クーポン等送付先)	〒 沖縄県		
内容確認等 問い合わせ先	電話番号	メールアドレス ※電話を取られない場合の対応のためメールアドレスも記載ください。 @	

●世帯情報及び課税等状況 ※該当する種別にチェックを入れ、世帯全員の情報を入力ください。

該当する世帯にチェックを入れてください ☐ A 非課税世帯 ☐ B 生活保護世帯 ☐ C 児童扶養手当受給世帯

対象児と同一世帯の方の氏名	年齢 (R6.9.1日現在)	A 非課税世帯の方のみ記入		◎児童扶養手当受給世帯 の方のみ記入
		令和6年度の 市町村民税の課税状況	主たる生計者1名に ○を記載ください	受給者に ○を記載ください
	才	非課税・課税		
	才	非課税・課税		
	才	非課税・課税		
	才	非課税・課税		
	才	非課税・課税		
	才	非課税・課税		
	才	非課税・課税		
	才	非課税・課税		

※証明書類(裏面確認)の提出が必要です。添付がない場合はクーポンを発行できません。

※必要に応じて、申請内容について市町村に照会する場合があります。

●誓約事項

- ①申請内容に虚偽の内容はありません
- ②クーポン券受領後に対象者でないことが判明した場合、全額返金します。
- ③申請内容について市町村等へ照会が必要になる場合、情報提供について同意します。
- ④本事業に限り、個人情報の利用に同意します。

上記誓約事項に同意の上、申請します。

必要な書類は
2種類です

対象者Aの申請書

※キリトリ線から
切り取って送りください

+

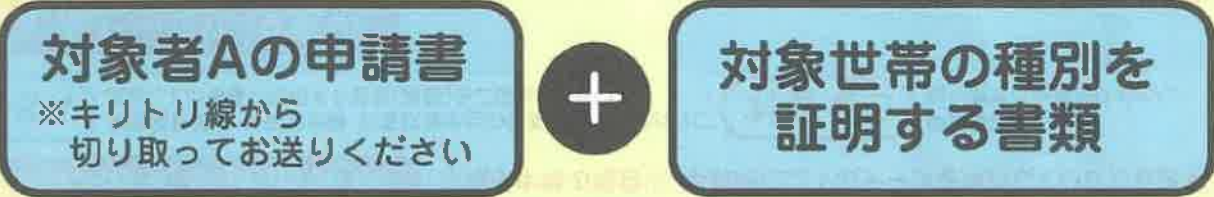
対象世帯の種別を
証明する書類

※必ず裏面をご確認ください。

※こちらは「対象者A」の申請書です。(裏面)

紙申請の場合は、裏面の申請書へ記入のうえ切りはなし
証明書類と併せて返信用封筒で郵送してください。

必要な書類は2種類です



2つの書類を返信用封筒にいれて
郵送してください

電子申請はこちらから



提出書類に不備がある場合、クーポン券を送付することが出来なくなります。
郵送まえに、右のチェックシートを使ってチェックをお願いします。

対象世帯の種別を証明する書類

該当する対象世帯の種別によって提出する書類が異なります。
電子申請の場合も、画像の添付が必要です。

対象世帯の種別	提出書類	入手方法
① 非課税世帯	世帯の生計の主となる方1名のみについて、 下記のいずれか一つ提出ください。 ①令和6年度市町村民税非課税証明書のコピー ②令和6年度住民税決定通知書のコピー ※世帯全員の記載がない場合は 裏面の申請書に記載の世帯員のうち 生計の主となる1名のみご提出ください。 ※「所得証明書」「納税証明書」「給与明細」「源泉徴収票」では 申請できません。	①はお住いの各市町村窓口で発行できます。 (発行手数料がかかります。) ②は毎年6月に各市町村より発行されております。 お手元がない場合は、各市町村へお問い合わせください。
② 生活保護世帯	生活保護受給証明書のコピー	管轄の福祉事務所にお問い合わせください。
③ 児童扶養手当を受給している世帯	児童扶養手当証書のコピー	既に交付されており、お手元がない場合は、 各市町村へお問い合わせください。

郵送前チェックリスト

I 申請書の記載事項について		チェック欄
①	注意事項および誓約事項を確認しているか。	☐
②	入力または記入事項すべてに回答しているか。	☐
③	紙申請の場合 クーポン送付先住所は正しいか。 ※誤りがある場合、クーポンをお届けすることが出来なくなります。	☐
④	正しい生年月日であるか。 ※対象生年月日は2020年9月2日～2024年9月1日生まれのお子様です。	☐
⑤	対象世帯であるか。 ※生活保護世帯、非課税世帯、児童扶養手当受給世帯以外は対象外です。	☐
⑥	その他の家族のお名前、生計を同じくする家族の方全員のお名前があるか。	☐

II 証明書類について		チェック欄
①	対象世帯の種別と提出する証明書類の内容が一致しているか。	☐
②	郵送で申請される場合、「コピー」であるか。	☐
③	最新の情報が記載されているか。	☐
④	① 非課税世帯の場合 申請書に記載の世帯員のうち生計の主となる1名の証明書類であるか。	☐
⑤	① 非課税世帯の場合 ④は市町村民税の「所得割」「均等割」が0円であるか。 ※0円でない場合、① 非課税世帯での申請はできません。	☐

お問合せ 沖縄子育て生活支援受付事務局 TEL.0120-025-125
営業時間 9:30～18:00 土日祝日も営業(年末年始は休み)

詳しくは専用サイトを御覧ください



2024/08/19 長4封筒
(たて 205mm× よこ 90mm)

料金受取人払郵便

那覇中央郵便局
承認

746

差出有効期限
2024年
12月13日まで
【切手不要】

差出人
住所・氏名

9008790

沖縄子育て生活支援受付事務局 宛（沖縄広告株式会社内）

沖縄県那覇市天久二丁目七番七号

返信用封筒



■発送用封筒 洋長3(窓あり)

申請書在中 重要

重要なお知らせです。必ずご確認ください。

沖縄子育て世帯生活応援クーポン
応募についてのご案内

【問合せ先】
沖縄子育て生活支援受付事務局
【電話番号】0120-025-125
【営業時間】9:30~18:00、
土日祝日も営業(年末年始は休み)

【専用サイト】
<https://oki-kosodate-sien.com/>

沖縄県 沖縄県子育て支援課

